

2020年5月14日

エコアクション21地域事務局  
責任者各位

(一般財団法人持続性推進機構)  
エコアクション21中央事務局長

**新型コロナウイルス感染症に係る特別措置法に基づく緊急事態宣言について(第3報)**  
**「エコアクション21認証・登録のための更新審査の再開等のお知らせ」**

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態における、エコアクション21地域事務局業務へのご対応につきまして、心より感謝申し上げます。

さて、2020年4月13日付けでエコアクション21中央事務局より「新型コロナウイルス感染症に係る特別措置法に基づく緊急事態宣言について(第2報)」をご通知いたしましたが、その後、全国の自治体における感染者数減少等の状況に鑑み、政府の「緊急事態宣言」の一部解除が決定されたことを踏まえ、下記の通り、エコアクション21認証・登録のための審査を順次再開してまいりますのでお知らせいたします。

なお、今後も政府、社会の動向を注視しつつ、中央事務局において更なる決定をした場合には、速やかにご通知させていただきます。

地域事務局の皆様には、引き続きお手数をおかけいたしますが、ご協力のほどお願い申し上げます。

また、全国の認証・登録事業者様へは、あわせて添付の通知を差し上げています。

記

1. 政府の「緊急事態宣言」の指定地域から除外された自治体に存する事業者様については、除外された日の翌日より審査及び審査のための調整を再開してください。
2. その後、政府の「緊急事態宣言」が解除された場合は、その日の翌日より、すべての事業者様について審査及び審査のための調整を再開してください。

3. 2020年4月8日から上記1「指定地域から除外された日」または2「宣言が解除された日」までの間に、「更新」の期日を迎えた事業者様及び4月8日以前に「更新」の期日を迎えている事業者様については、「更新」審査の手続きを進めてください。

4. なお、新型コロナウイルス感染症による審査スケジュールの乱れ等の影響を考慮し、上記1「指定地域から除外された日」または2「宣言が解除された日」の翌日を起算日として12カ月後の応当日の前日までの間に、「有効期限」を迎える事業者様の「中間審査」を特例として免除とします。

【例えば、2020年5月14日が地域除外日の場合、2020年5月15日から2021年5月14日までの間に「有効期限」を迎える事業者様】

5. なお、上記4の定めにかかわらず、「中間審査」を希望される事業者様は、エコアクション21中央事務局まで申し出ていただくこととしています。その結果、「中間審査」を受審いただく場合は、担当地域事務局へ中央事務局よりご連絡いたします。

6. ご不明な点等がございましたら、中央事務局までメールにてお問い合わせください。

【 連絡先：エコアクション21中央事務局 [chiiki@ea21.jp](mailto:chiiki@ea21.jp) (担当) 大井 】

以上